



# 三重県公報

平成29年8月8日（火）

第 2927 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>公 安 委 規 則</b>			
7	三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	( 公 安 委 員 会 )	2
<b>告 示</b>			
552	介護保険法の規定による居宅サービス事業者の指定	( 長 寿 介 護 課 )	2
553	介護保険法の規定による居宅介護支援事業者の指定	( 同 )	2
554	介護保険法の規定による介護予防サービス事業者の指定	( 同 )	3
555	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	( 障 が い 福 祉 課 )	3
556	有害な興行の指定	( 少 子 化 対 策 課 )	3
557	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	( 農 産 物 安 全 ・ 流 通 課 )	4
558	農産物検査法の規定による地域登録検査機関の登録の更新	( 同 )	4
559	同件	( 同 )	5
560	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知	( 治 山 林 道 課 )	5
561	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	( 中 小 企 業 ・ サ ー ビ ス 産 業 振 興 課 )	6
562	同件	( 同 )	7
563	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	( 同 )	8
<b>海 調 委 告 示</b>			
4	遊漁のまき餌釣り等についての委員会指示	( 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 )	8
<b>公 告</b>			
	公共測量を実施する旨の通知	( 公 共 用 地 課 )	10
	同件	( 同 )	10
	同件	( 同 )	10
	開発行為に関する工事の完了	( 建 築 開 発 課 )	10

**公安委規則**

三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年八月八日

三重県公安委員会委員長 川 端 郁 子

**三重県公安委員会規則第七号**

三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

三重県道路交通法施行細則（昭和四十二年三重県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第十一号中「又は人の移動の用に供するロボットの実証実験」を「人の移動の用に供するロボットの实証実験又は自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車を走行させる実証実験」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

**三重県告示第 552 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を指定しました。

平成 29 年 8 月 8 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービスの 種 類
2470400884	株式会社 Y R 55 障がい者サポート事務局	亀山市住山町 364 番地 2	株式会社 Y R 55 障がい者サポート事務局	平成 29 年 8 月 1 日	訪問介護
2470802642	訪問介護 幸結	伊勢市勢田町 335 番地 1	株式会社楽	平成 29 年 8 月 1 日	訪問介護
2471000618	有限会社 尾鷲介護サービス ライト ディサービスライト いろは	尾鷲市大字向井 127 番地 1	有限会社尾鷲介護サービスライト	平成 29 年 8 月 1 日	通所介護
2471301255	デイサービスひだまり	名張市東田原 336 番地 2	株式会社ハッピーウエルネス	平成 29 年 8 月 1 日	通所介護

**三重県告示第 553 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業者を指定しました。

平成 29 年 8 月 8 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービスの 種 類
2470802659	居宅介護支援センター ささえあい	伊勢市通町 210 番地 3	合同会社けい	平成 29 年 8 月 1 日	居宅介護支援
2471100459	居宅介護支援事業所 つむぎ	熊野市久生屋町 607 番地の 2	特定非営利活動法人つむぎ	平成 29 年 8 月 1 日	居宅介護支援
2472701206	オリブ居宅介護支援事業所	多気郡明和町大淀乙 737 番地 5	特定非営利活動法人おりぶ	平成 29 年 8 月 1 日	居宅介護支援

2472901715	居宅介護支援事業所なのはな	志摩市阿児町甲賀4667-5	有限会社なのはな	平成 29 年 8 月 1 日	居宅介護支援
2473000483	サンケアセンター	北牟婁郡紀北町上里377 番地 2	合同会社すまいる	平成 29 年 8 月 1 日	居宅介護支援

三重県告示第 554 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業者を指定しました。

平成 29 年 8 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービスの種類
2470400884	株式会社 Y R 55 障がい者サポート事務局	亀山市住山町 364 番地 2	株式会社 Y R 55 障がい者サポート事務局	平成 29 年 8 月 1 日	介護予防訪問介護
2470802642	訪問介護 幸結	伊勢市勢田町 335 番地 1	株式会社楽	平成 29 年 8 月 1 日	介護予防訪問介護
2470400892	楽	亀山市御幸町 275 番地 5 グレイスピア 103 号	株式会社亀幸会	平成 29 年 8 月 1 日	介護予防通所介護
2471000618	有限会社 尾鷲介護サービス ライト デイサービスライト いろは	尾鷲市大字向井 127 番地 1	有限会社尾鷲介護サービスライト	平成 29 年 8 月 1 日	介護予防通所介護
2471301255	デイサービスひだまり	名張市東田原 336 番地 2	株式会社ハッピーウェルネス	平成 29 年 8 月 1 日	介護予防通所介護
2473000491	リハビリハウス みやま	北牟婁郡紀北町小浦 391	株式会社すこやか	平成 29 年 8 月 1 日	介護予防通所介護

三重県告示第 555 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

平成 29 年 8 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指 定 年 月 日
2410701615	特定非営利活動法人スマイルタウン	松阪市立野町 801-1	訪問介護事業所スマイルムーン	松阪市立野町 801-1	居宅介護 重度訪問介護	平成 29 年 8 月 1 日
2410800888	株式会社楽	伊勢市勢田町 335 番地 1	訪問介護 幸結	伊勢市勢田町 335 番地 1	居宅介護 重度訪問介護	平成 29 年 8 月 1 日
2410301333	K & L 合同会社	鈴鹿市東磯山 3 丁目 24-7	G r a c e	鈴鹿市東磯山 3 丁目 25-18	就労継続支援 B 型	平成 29 年 8 月 1 日
2410201640	一般社団法人美楽	四日市市諏訪町 7 番 15 号	まいぶらす	四日市市諏訪町 7 番 15 号	就労継続支援 B 型	平成 29 年 8 月 1 日

三重県告示第 556 号

三重県青少年健全育成条例（昭和 46 年三重県条例第 62 号）第 11 条第 1 項の規定により、有害な興行として次のとおり指定しました。

平成 29 年 8 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

番号	区分	興行名	配給会社名等	指 定 年 月 日	指定理由
----	----	-----	--------	-----------	------

39	映画	ほくろの女は夜濡れる	オーピー映画	平成 29 年 8 月 8 日	著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性若しくは残忍性を助長するため、青少年に観覧させることがその健全な育成を阻害すると認められる。
40	映画	妻たちの宴 不倫痴態	オーピー映画		
41	映画	下半身警備 あの名器を守れ	新東宝映画		
42	映画	ピンク・ゾーン 地球に落ちてきた裸女	オーピー映画		
43	映画	ドクター姫 尻にかけて	新日本映像		
44	映画	湯けむり おっぱい注意報	オーピー映画		
45	映画	大阪裏風俗 あんなん、こんなん!	新日本映像		
46	映画	オレとアイツの集金旅行	オーピー映画		

三重県告示第 557 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

平成 29 年 8 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 登録年月日及び登録番号  
平成 14 年 7 月 30 日 第 10 号
- 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
株式会社ミエライス	代表取締役社長 長谷川 靖	津市広明町 345 番地

- 変更内容  
農産物検査員の住所変更

氏名	住所	農産物検査を行う農産物の種類	証明書番号
小谷 真也	●●●●●●●●	玄米	K 2324072

三重県告示第 558 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号。以下、「法」といいます。）第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 2 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をしましたので、法第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 6 項の規定により公示します。

平成 29 年 8 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 登録年月日及び登録番号  
平成 14 年 7 月 30 日 第 10 号
- 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
株式会社ミエライス	代表取締役社長 長谷川 靖	津市広明町 345 番地

- 地域登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類  
国内産農産物（玄米）
- 登録の区分  
品位等検査
- 地域登録検査機関が農産物検査を行う区域  
三重県
- 農産物検査を行う農産物検査員

氏名	住所	農産物検査を行う農産物の種類	証明書番号
山崎 洋宜	●●●●●●●●	玄米	K 2413164
江内田 幸嗣	●●●●●●●●	玄米（三重県・愛知県）	K 2414165
伊藤 靖	●●●●●●●●	玄米	K 2415166

楓井 一仁	●●●●●●●●	玄米	K2416167
吉田 直弘	●●●●●●●●	玄米	K2421168
小林 正徳	●●●●●●●●	玄米	K2421169
牛場 正和	●●●●●●●●	玄米	K2422170
小谷 真也	●●●●●●●●	玄米	K2424171
青山 香行	●●●●●●●●	玄米	K2427172

- 7 登録の更新日  
平成 29 年 7 月 28 日

**三重県告示第 559 号**

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号。以下、「法」といいます。）第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 2 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をしましたので、法第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 6 項の規定により公示します。

平成 29 年 8 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 登録年月日及び登録番号  
平成 14 年 7 月 29 日 第 9 号
- 2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
鳥羽志摩農業協同組合	代表理事 前田 長弘	志摩市阿児町鶴方 2402 番地の 5

- 3 地域登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類  
国内産農産物（もみ、玄米、小麦、はだか麦、大豆）
- 4 登録の区分  
品位等検査
- 5 地域登録検査機関が農産物検査を行う区域  
三重県
- 6 農産物検査を行う農産物検査員

氏名	住所	農産物検査を行う農産物の種類	証明書番号
上村 彰	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、はだか麦、大豆	K2413157
松井 満	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、はだか麦、大豆	K2414158
山本 剛	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、はだか麦、大豆	K2417159
岡村 司	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、はだか麦、大豆	K2422160
前田 好史	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、はだか麦、大豆	K2425161
山本 翔也	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、はだか麦、大豆	K2427162
西井 大貴	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、はだか麦、大豆	K2427163
細木 海斗	●●●●●●●●	もみ、玄米、小麦、はだか麦、大豆	K2429068

- 7 登録の更新日  
平成 29 年 7 月 27 日

**三重県告示第 560 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 の規定において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

平成 29 年 8 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

多気郡大台町（国有林。次の図に示す部分に限る）、松阪市・多気郡大台町（以上1市1町について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種を定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課、松阪市役所及び大台町役場に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 561 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 29 年 8 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

日永ショッピングセンター

四日市市日永西 3 丁目 3597-1 ほか 20 筆

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所ならびに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

名称	住所	代表者の氏名
株式会社カネスエ・あーすワン	愛知県一宮市下川田町五丁目 2 番地	牛田 彰

(変更後)

名称	住所	代表者の氏名
株式会社カネスエ・あーすワン	愛知県一宮市下川田町五丁目 2 番地	牛田 貴博

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

荷さばき施設の面積及び位置

(変更前)

荷さばき施設	面積	位置
荷さばき施設①	46.8 m <sup>2</sup>	縦覧による
荷さばき施設②	37.8 m <sup>2</sup>	縦覧による
荷さばき施設③	15.6 m <sup>2</sup>	縦覧による
合計	100.2 m <sup>2</sup>	

(変更後)

荷さばき施設	面積	位置
荷さばき施設①	46.8 m <sup>2</sup>	縦覧による

荷さばき施設②	37.8 m <sup>2</sup>	縦覧による
荷さばき施設③	15.6 m <sup>2</sup>	縦覧による
荷さばき施設④	20.0 m <sup>2</sup>	縦覧による
合計	120.2 m <sup>2</sup>	

## (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
(変更前)

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設①、②及び③	午前 6 時 00 分から午後 9 時 00 分まで

(変更後)

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設①、②及び③	午前 6 時 00 分から午後 10 時 00 分まで
荷さばき施設④	午前 6 時 00 分から午前 7 時 00 分まで及び 午後 8 時 00 分から午後 10 時 00 分まで

## 3 変更年月日

2(1) 平成 29 年 6 月 20 日

2(2)及び2(3) 平成 29 年 8 月 4 日

## 4 変更理由

2(1) 代表者変更のため

2(2)及び2(3) 店舗運営計画の見直しのため

## 5 届出の日

平成 29 年 7 月 24 日

## 6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

## 7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成 29 年 8 月 8 日から同年 12 月 8 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

## 三重県告示第 562 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を新設する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を新設する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 29 年 8 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) トライアル久保店

松阪市久保町 1897-1 ほか

## 2 変更事項

## (1) 大規模小売店舗を新設する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	名称	住所	代表者の氏名
変更前	株式会社トライアルカンパニー	福岡県福岡市東区多の津一丁目 12 番 2 号	永田 久男
変更後	株式会社トライアルカンパニー	福岡県福岡市東区多の津一丁目 12 番 2 号	檜木野 仁司

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	名称	住所	代表者の氏名
変更前	株式会社トライアルカンパニー	福岡県福岡市東区多の津一丁目 12 番 2 号	永田 久男
変更後	株式会社トライアルカンパニー	福岡県福岡市東区多の津一丁目 12 番 2 号	檜木野 仁司

## 3 変更年月日

平成 29 年 6 月 19 日

## 4 変更理由

大規模小売店舗を新設する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名が変更となったため

## 5 届出の日

平成 29 年 7 月 25 日

## 6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

## 7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成 29 年 8 月 8 日から同年 12 月 8 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

**三重県告示第 563 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出（大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 29 年 8 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン津ショッピングセンター

津市桜橋三丁目 446 番地

## 2 津市から聴取した意見

意見なし

## 3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

## 4 意見の縦覧の期間及び時間

平成 29 年 8 月 8 日から同年 9 月 8 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

**海 調 委 告 示****三重海区漁業調整委員会告示第 4 号**

三重県海面における遊漁のまき餌を使用して行う釣り及びまき餌釣りに係る遊漁案内行為（以下「遊漁のまき餌釣り等」といいます。）について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項の規定により、次のとおり指示します。

平成 29 年 8 月 8 日

三重海区漁業調整委員会会長 掛 橋 武

## 1 共同漁業権漁場における制限

別表の漁場（漁協名の欄に掲げた免許番号の共同漁業権漁場の全域又は一部の区域内及び共同漁業権漁場に隣接する区域）においては、同表禁止行為の欄に掲げる行為をしてはなりません。ただし、共同漁業権者が認めた区域については、この限りではありません。

## 2 区画漁業権漁場における制限

区画漁業権漁場（藻類養殖漁場を除きます。）内においては、遊漁のまき餌釣り等をしてはなりません。ただし、漁業権者が認めた区域については、この限りではありません。



なお、真珠養殖漁場については、漁業権者及び当該漁場が位置する共同漁業権者の双方が認めた区域とします。

- 3 遊漁者及び遊漁船業を営む者は、漁業者の行う採捕行為を妨げてはなりません。
- 4 遊漁者及び遊漁船業を営む者は、本委員会が行う本指示の遵守状況の調査に当たっては、これに応じなければなりません。
- 5 この指示の有効期間は、平成29年9月1日から平成30年8月31日までとします。

別表

漁場の位置	漁協名（免許番号）	禁止区域	禁止行為
伊勢市及び鳥羽市地先	伊勢湾漁協及び鳥羽磯部漁協（三重共第 25 号）	全 域	あみ（おきあみを含みます。）を使用した遊漁のまき餌釣り等
鳥羽市地先	鳥羽磯部漁協（三重共第 26 号、28 号、30 号、31 号、32 号、34 号、35 号、36 号、37 号、38 号、39 号、40 号、41 号、42 号、43 号、44 号、46 号、47 号、49 号、50 号、51 号、53 号）	全 域	
志摩市地先（英虞湾）	三重外湾漁協（三重共第 73 号、75 号、78 号、80 号、82 号、85 号、86 号、89 号、90 号、91 号、92 号、93 号）	全 域	遊漁のまき餌釣り等
志摩市地先（海外）	三重外湾漁協（三重共第 65 号、66 号、69 号、70 号、71 号、72 号、74 号、76 号、83 号、94 号、95 号）	全 域	
	三重外湾漁協（三重共第 77 号、79 号、81 号、84 号、87 号、88 号）	全域及び隣接区域（別掲）	
紀北町地先	三重外湾漁協（三重共第 128 号）	全 域	
	海野漁協（三重共第 129 号）	一部（別掲）	
熊野市地先	熊野漁協（三重共第 149 号、150 号、151 号、152 号、153 号、154 号）	全 域	
御浜町地先	紀南漁協（三重共第 155 号）	一部（別掲）	

別掲

三重共第 77 号、79 号、81 号、84 号、87 号、88 号に隣接する区域	次に掲げる点A、B、C、D、E、F、G、H、I、Jの各点を順次結んだ線と三重共第 77 号、79 号、81 号、84 号、87 号、88 号の沖合側境界線によって囲まれた区域 点A 北緯 34 度 14 分 59 秒 東経 136 度 52 分 24 秒 点B 北緯 34 度 14 分 31 秒 東経 136 度 53 分 07 秒 点C 北緯 34 度 12 分 54 秒 東経 136 度 50 分 31 秒 点D 北緯 34 度 11 分 34 秒 東経 136 度 49 分 33 秒 点E 北緯 34 度 10 分 51 秒 東経 136 度 48 分 17 秒 点F 北緯 34 度 10 分 50 秒 東経 136 度 47 分 30 秒 点G 北緯 34 度 11 分 45 秒 東経 136 度 46 分 09 秒 点H 北緯 34 度 13 分 37 秒 東経 136 度 45 分 27 秒 点I 北緯 34 度 14 分 23 秒 東経 136 度 43 分 15 秒 点J 北緯 34 度 15 分 54 秒 東経 136 度 43 分 28 秒
三重共第 129 号	次に掲げる区域 ①後島最大高潮時海岸線から半径 250 メートル以内 ②小エスキ島最大高潮時海岸線から半径 250 メートル以内
三重共第 155 号	①次に掲げる点A、B、C、Dの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点A 北緯 33 度 47 分 23 秒 東経 136 度 02 分 28 秒 点B 北緯 33 度 47 分 10 秒 東経 136 度 02 分 41 秒 点C 北緯 33 度 47 分 30 秒 東経 136 度 02 分 46 秒 点D 北緯 33 度 47 分 36 秒 東経 136 度 02 分 31 秒 ②次に掲げる点A、B、C、D、E、F、G、Hの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点A 北緯 33 度 47 分 34 秒 東経 136 度 03 分 01 秒 点B 北緯 33 度 47 分 31 秒 東経 136 度 03 分 18 秒 点C 北緯 33 度 47 分 14 秒 東経 136 度 03 分 39 秒 点D 北緯 33 度 47 分 08 秒 東経 136 度 04 分 24 秒 点E 北緯 33 度 47 分 39 秒 東経 136 度 04 分 38 秒 点F 北緯 33 度 47 分 47 秒 東経 136 度 03 分 44 秒 点G 北緯 33 度 48 分 04 秒 東経 136 度 03 分 23 秒 点H 北緯 33 度 48 分 06 秒 東経 136 度 03 分 06 秒

公 告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長から通知がありました。

平成 29 年 8 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類  
公共測量（水準測量）
- 2 作業期間  
平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 3 月 16 日まで
- 3 作業地域  
桑名市及び桑名郡木曾岬町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、鈴鹿市白江土地区画整理組合理事長から通知がありました。

平成 29 年 8 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類  
公共測量（4 級基準点測量）
- 2 作業期間  
平成 29 年 8 月 1 日から同年 12 月 20 日まで
- 3 作業地域  
鈴鹿市白子町及び同市江島町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、亀山市長から通知がありました。

平成 29 年 8 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
平成 29 年 8 月 7 日から平成 30 年 2 月 28 日まで
- 3 作業地域  
亀山市川合町

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成 29 年 8 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成 29 年 7 月 19 日	いなべ市員弁町下笠田字旭 1477-1 ほか 3 筆	四日市市まきの木台 2-18 フォレストヒルズ ヤサカ 307 廣瀬 勇介
平成 29 年 7 月 21 日	員弁郡東員町大字筑紫字西川原 1104 及び大字穴太 字長泥 3011 ほか 1 筆	愛知県あま市甚目寺山王 35 石光工業株式会社 代表取締役 石原 政則
平成 29 年 7 月 25 日	松阪市小野江町字大垣内 340-2 及び字駒坂 448	松阪市小野江町 341 田中 佳実
平成 29 年 7 月 25 日	松阪市中道町字西草長 40-2	松阪市宮町 63-1 サンステージ 305 号 坂井 聖 坂井 麻紀

平成 29 年 7 月 25 日	三重郡川越町大字南福崎字中古川 662-1	三重郡川越町大字南福崎 47-1 片山 武
平成 29 年 7 月 26 日	員弁郡東員町大字鳥取字元鳥取 832-2 ほか 2 筆	津市幸町 27-35 株式会社ランド・二十一 代表取締役 林 金也
平成 29 年 7 月 26 日	松阪市肥留町字一ノ坪 322-1 ほか 6 筆	松阪市嬉野権現前町 464-5 一志東部農業協同組合 代表理事組合長 市川 峰男
平成 29 年 7 月 26 日	松阪市市場庄町字塔田 1140-1 ほか 1 筆ほか	伊勢市磯町 1843-3 荒木 智章
平成 29 年 7 月 31 日	いなべ市員弁町東一色字屋敷 412-1 ほか 5 筆ほか	桑名市多度町下野代 900 株式会社やまぜんホームズ 代表取締役 前野 一馬
平成 29 年 7 月 31 日	員弁郡東員町大字六把野新田字大田 123	愛知県豊田市岩倉町鶴ヶ瀬前 58-1 永野 卓司
平成 29 年 7 月 31 日	いなべ市員弁町北金井字富山 1620-1	いなべ市大安町石樽下 226-29 サンシャイン ノマA棟 101 号室 太田 斉典 太田 奈緒
平成 29 年 7 月 31 日	松阪市小黒田町字前沖 629 の一部ほか 6 筆	松阪市久保町 1855-140 株式会社ボックス 代表取締役 久保 記子 松阪市早馬瀬町 91-2 不動産パートナー 代表者 長谷川 陽一

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---